

## 償却資産の 申告について

市内に事業用資産を所有している企業および個人事業者は、毎年1月1日現在の償却資産を市長に申告することが義務づけられています。令和2年1月1日現在で、市内に所有している対象資産を申告してください。

**提出期限**=令和2年1月31日(金)

**提出**=郵送か直接、市役所税務課(107番窓口)へ

※申告用紙・申告の手引きは市のホームページよりダウンロードできます。また、eLTAXでも提出できます。

※市では、申告義務者に問い合わせや資料提供の依頼を行っています。申告調査についてご協力をお願いします。また、税務署資料の閲覧を行い、申告内容が適正かの確認を行っています。正しい申告につきご協力をお願いします。

**問合せ**=税務課 固定資産税第2係(内線284・285)

## 一般廃棄物処理業(収集運搬業・ 処分業)許可申請の受付について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項および同条第6項の規定による許可申請を受け付けます。

**申請**=2月3日(月)~28日(金)(土・日曜と祝日は除く)の8時30分~12時・14時~16時に、許可申請書(市指定様式)等の必要書類を、清掃センターへ提出してください。

※申請書類は、補正期間も考慮して、できるだけ2月14日(金)までに提出してください。

※申請書等は、市ホームページからダウンロードしてください。

**問合せ**=清掃センター(☎53-3463)

## こころのサポーター講座 (受講無料・要申込)

**日時**=①1月28日(火)、②2月4日(火)、③2月15日(土)

①・②:13時30分~15時30分

③:10時~12時

※1月28日(火)だけでも参加は可能。

**場所**=①・②:社会福祉協議会

③:地域活動支援センターふらっと

**対象・定員**=市内在住・在勤・在学の人でこころの病やボランティア活動に関心のある人、30人

**申込・問合せ**=土・日曜、祝日を除く8時30分~17時15分に、社会福祉協議会 福祉課(☎53-6531・FAX55-0986)へ

## 後期高齢者医療保険料の 納付額の確認について

平成31年(令和元年)中(平成31年1月1日~令和元年12月31日まで)にお支払いいただいた後期高齢者医療保険料の納付額確認書を希望する人に交付します。1月20日(月)以降に、電話か直接、保険年金課医療係(101番窓口)で申請してください。

なお、窓口での交付の場合は、申請者の本人確認できるもの(運転免許証等)の提示をお願いします。申請者が代理の場合は、あわせて委任状等が必要です。

また、すでに交付希望の申請をいただいている人には、1月20日(月)頃に発送します。

※保険料支払いが特別徴収(年金天引き)の人は、年金保険者から送付される「公的年金等源泉徴収票」で保険料納付額を確認できます。

**問合せ**=保険年金課 医療係(内線327・328)

## 乳幼児医療費受給資格証・子ども 医療費受給資格証はお持ちですか？

出生の日から15歳のお誕生日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費に対して助成金を支給しています。助成を受けていただくためには「乳幼児医療費受給資格証」(水色)または「子ども医療費受給資格証」(黄色)を医療機関等で提示していただく必要があります。

まだ資格証をお持ちでない場合は、交付申請が必要です。保険年金課 医療係までお問合せください。

**助成対象者**=市内に住所を有する、15歳の誕生日以後最初の3月31日までの間にある子ども

※他の福祉医療費助成(心身障害者医療、ひとり親家庭等医療など)の受給対象者や生活保護受給者等は除く。

※医療保険に加入していることが要件です。

**問合せ**=保険年金課 医療係(内線327・328)

## 児童扶養手当の 支払いについて

児童扶養手当11月分~12月分は、1月10日に受給者の預金口座に振り込みます。(1月支給分より新年度の金額となります。)11日以降に入金を確認してください。

今後は奇数月(1・3・5・7・9・11月)の11日に2ヵ月分ずつ支払います。(11日が金融機関休業日にあたる場合はその直前の営業日となります。)

**問合せ**=こども福祉課 こども係(内線522)